

資料20 維持管理・運營業務の対象範囲

■維持管理業務

要求水準書等での定義	本施設等						その他の本パーク内施設
	本施設 (賑わい交流拠点施設)					パークゴルフ場	
	公園	スポーツ施設	管理棟	その他屋外建築物	付帯事業	パークゴルフ場、管理施設等	
	広場等、駐車場、調整池、その他	多目的スポーツ広場、アーバンスポーツ広場			民間収益施設		
①建築物保守管理業務							
・日常（巡視）保守点検業務	○※1	○※1	○	○	○／●※3	○	—
・定期保守点検業務	○※1	○※1	○	○	○／●※3	○	—
・故障・クレーム対応	○※1	○※1	○	○	○／●※3	○	—
②建築設備保守管理業務							
・運転・監視業務	○※1	○※1	○	○	○／●※3	○	—
・定期保守点検業務	○※1	○※1	○	○	○／●※3	○	—
・故障・クレーム対応	○※1	○※1	○	○	○／●※3	○	—
③什器・備品・遊具等保守管理業務							
・什器・備品・遊具等台帳の整備業務	○※2	○	○	○	○／●※3	○	—
・保守管理業務	○※2	○	○	○	○／●※3	○	—
・故障・クレーム対応	○※2	○	○	○	○／●※3	○	—
④公園・外構等維持管理業務							
・公園・外構等定期保守点検業務	○	○	○	○	—	○	—
・植栽管理業務	○	○	○	○	—	○	—
・故障・クレーム対応	○	○	○	○	—	○	—
⑤環境衛生・清掃業務							
・環境衛生業務	○※2	○	○	○	●	○	—
・清掃業務	○	○	○	○	●	○	—
・日常巡視業務	○	○	○	○	●	○	—
・廃棄物処理業務	○	○	○	○	●	○	—
⑥警備保安業務							
・防犯・警備業務	○	○	○	○	○	○	—
・防火・防災業務	○	○	○	○	○	○	— ※5
⑦修繕業務							
・修繕業務	○※2	○	○	○	○／●※3	—	—
⑧パークゴルフ場の維持管理業務							
・パークゴルフ場の維持管理業務	—	—	—	—	—	○	—

【凡例】 ○…サービスの対価に含まれるもの ●…独立採算型事業として、事業者の運営収入により賄うもの —…対象外

※1…トイレ、倉庫、その他屋根付き施設等の建築物については対象とする。

※2…町整備施設については対象外とする。

※3…什器・備品及び厨房設備等、事業者が独立採算で整備・調達・設置するものは、維持管理も独立採算。（躯体・外壁・屋根等はサービス対価に含む）

※4…緊急時の本町等への連絡以外は対象外とする。

■運營業務

要求水準書等での定義	本施設等						その他の本パーク内施設施設
	本施設 (賑わい交流拠点施設)					パークゴルフ場	
	公園	スポーツ施設	管理棟	その他屋外建築物	付帯事業		
	広場等、駐車場、調整池、その他	多目的スポーツ広場、アーバンスポーツ広場			民間収益施設	パークゴルフ場、管理施設等	
①統括管理業務							
・統括マネジメント業務	○	○	○	○	○	○	○※5
・事業評価業務	○	○	○	○	○	○	○※5
②開園準備業務							
・開園準備業務	○	○	○	○	●	●※6	●※6
・予約システム整備業務	○	○	○	○	—	●※6	●※6
・広報活動及び予約受付業務	○	○	○	○	●	●※6	●※6
・開園式典及び見学会等の実施業務	○	○	○	○	●	●※6	●※6
③施設管理運營業務							
・総合案内・広報業務	○	○	○	○	●	○	—
・総務・経理業務	○	○	○	○	●	○	—
・受付対応業務	○	○	○	○	●	○	—
・予約受付・使用許可業務	○	○	○	○	●	○	—
・パークゴルフ場の大会運營業務	—	—	—	—	—	○	—
・備品管理業務	○	○	○	○	●	○	—
・庶務業務	○	○	○	○	●	○	—
④料金徴収業務							
・料金徴収業務	○	○	○	○	●	○	—
⑤【付帯事業】民間収益施設							
・民間収益施設の運営	—	—	—	—	●	—	—
⑥【付帯事業】自主運營業務							
・自主運營業務の運営	●※6	●※6	●※6	●※6	—	●※6	●※6

【凡例】○…サービスの対価に含まれるもの ●…独立採算型事業として、事業者の運営収入により賄うもの —…対象外

※5…当該施設で自主運營業務を行う場合のみ統括管理業務の対象とする。

※6…当該施設で自主運營業務を行う場合のみ対象とする。